

原子力発第 25325 号
令和 7 年 11 月 20 日

愛媛県知事
中村時広 殿

四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
宮本 喜弘

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 変更の概要

- (1) 伊方発電所 1 号炉および伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請に伴う変更
- (2) 記載の適正化に伴う変更

2. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。
- (2) この規定施行の際、原子炉領域周辺設備解体撤去期間の伊方発電所 1 号炉原子炉施設に関連して変更する規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
（放射性廃棄物でない廃棄物の管理） 第99条の2 「<u>原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物</u>」（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下、本条において「資材等」という。）および管理区域内において使用された工具類等（以下、本条において「物品」という。）とする。 2 放射線・化学管理課長は、管理区域内において設置された資材等または使用された物品を、「<u>放射性廃棄物でない廃棄物</u>」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。 （1） 汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。 （2） 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。 なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「<u>放射性廃棄物でない廃棄物</u>」とすることができる。 また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。 （3） 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。 （4） 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴等により汚染がないことを判断する。 また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。 3 各課長は、「<u>放射性廃棄物でない廃棄物</u>」と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。	（放射性廃棄物でない廃棄物の管理） 第99条の2 <u>原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物</u>（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下、本条において「資材等」という。）および管理区域内において使用された工具類等（以下、本条において「物品」という。）とする。 2 放射線・化学管理課長は、管理区域内において設置された資材等または使用された物品を、<u>放射性廃棄物でない廃棄物</u>と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。 （1） 汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。 （2） 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。 なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は <u>放射性廃棄物でない廃棄物</u> とすることができる。 また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。 （3） 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。 （4） 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴等により汚染がないことを判断する。 また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。 3 各課長は、<u>放射性廃棄物でない廃棄物</u> と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。	記載の適正化（「」の削除）

変更前	変更後	備考																																																																				
（放射性気体廃棄物の管理） 第101条 当直長または機械計画第一課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表101－2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。 (1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと (2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表101－1に定める放出管理目標値を超えないように努めること 2 放射線・化学管理課長は、表101－2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長または機械計画第一課長に通知する。 3 表101－2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第105条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。 (1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。 (2) 放射線・化学管理課長は、表101－3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。 表101－1 <table><tr><th>項 目</th><th>放出管理目標値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th></tr><tr><td>放射性気体廃棄物 希 ガ ス よう素131</td><td>3.7×10¹⁴ Bq／年 7.7×10⁹ Bq／年</td></tr></table> 表101－2 <table><tr><th>分 類</th><th>排気筒等</th><th>測定項目</th><th>計測器種類</th><th>測定頻度</th><th>放出操作 担当課長</th></tr><tr><td rowspan="5">放射性気体 廃棄物</td><td rowspan="2">排気筒</td><td>希ガス濃度</td><td>排気筒モニタ</td><td>常 時</td><td rowspan="2">当直長</td></tr><tr><td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能 測定装置</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td>雑固体焼却炉 排気筒</td><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能 測定装置</td><td>1週間に1回</td><td>当直長</td></tr><tr><td>雑固体焼却炉 建家排気口</td><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能 測定装置</td><td>1週間に1回</td><td>当直長</td></tr><tr><td>原子炉格納容 器漏えい率検 査（A種）排 気</td><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能 測定装置</td><td>検査の都度</td><td>機械計画第 一課長</td></tr></table> 表101－3 （略）	項 目	放出管理目標値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)	放射性気体廃棄物 希 ガ ス よう素131	3.7×10 ¹⁴ Bq／年 7.7×10 ⁹ Bq／年	分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長	放射性気体 廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常 時	当直長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	雑固体焼却炉 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長	雑固体焼却炉 建家排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長	原子炉格納容 器漏えい率検 査（A種）排 気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	検査の都度	機械計画第 一課長	（放射性気体廃棄物の管理） 第101条 当直長または機械計画第一課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表101－2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。 (1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと (2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表101－1に定める放出管理目標値を超えないように努めること 2 放射線・化学管理課長は、表101－2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長または機械計画第一課長に通知する。 3 表101－2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第105条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。 (1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。 (2) 放射線・化学管理課長は、表101－3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。 表101－1 <table><tr><th>項 目</th><th>放出管理目標値 (2号炉および3号炉合算)</th></tr><tr><td>放射性気体廃棄物 希 ガ ス よう素131</td><td>3.7×10¹⁴ Bq／年 7.7×10⁹ Bq／年</td></tr></table> 表101－2 <table><tr><th>分 類</th><th>排気筒等</th><th>測定項目</th><th>計測器種類</th><th>測定頻度</th><th>放出操作 担当課長</th></tr><tr><td rowspan="5">放射性気体 廃棄物</td><td rowspan="2">排気筒</td><td>希ガス濃度</td><td>排気筒モニタ</td><td>常 時</td><td rowspan="2">当直長</td></tr><tr><td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能 測定装置</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td>雑固体焼却炉 排気筒</td><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能 測定装置</td><td>1週間に1回</td><td>当直長</td></tr><tr><td>雑固体焼却炉 建家排気口</td><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能 測定装置</td><td>1週間に1回</td><td>当直長</td></tr><tr><td>原子炉格納容 器漏えい率検 査（A種）排 気</td><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能 測定装置</td><td>検査の都度</td><td>機械計画第 一課長</td></tr></table> 表101－3 （略）	項 目	放出管理目標値 (2号炉および3号炉合算)	放射性気体廃棄物 希 ガ ス よう素131	3.7×10 ¹⁴ Bq／年 7.7×10 ⁹ Bq／年	分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長	放射性気体 廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常 時	当直長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	雑固体焼却炉 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長	雑固体焼却炉 建家排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長	原子炉格納容 器漏えい率検 査（A種）排 気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	検査の都度	機械計画第 一課長	伊方発電所1号炉原子炉施設の 廃止措置第2段階移行に伴 う変更
項 目	放出管理目標値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)																																																																					
放射性気体廃棄物 希 ガ ス よう素131	3.7×10 ¹⁴ Bq／年 7.7×10 ⁹ Bq／年																																																																					
分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長																																																																	
放射性気体 廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常 時	当直長																																																																	
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回																																																																		
	雑固体焼却炉 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長																																																																	
	雑固体焼却炉 建家排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長																																																																	
	原子炉格納容 器漏えい率検 査（A種）排 気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	検査の都度	機械計画第 一課長																																																																	
項 目	放出管理目標値 (2号炉および3号炉合算)																																																																					
放射性気体廃棄物 希 ガ ス よう素131	3.7×10 ¹⁴ Bq／年 7.7×10 ⁹ Bq／年																																																																					
分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長																																																																	
放射性気体 廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常 時	当直長																																																																	
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回																																																																		
	雑固体焼却炉 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長																																																																	
	雑固体焼却炉 建家排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長																																																																	
	原子炉格納容 器漏えい率検 査（A種）排 気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	検査の都度	機械計画第 一課長																																																																	

変更前	変更後	備考
(施設管理計画) 第 119 条 (略) 【施設管理計画】 (中略) 6. 3 特別な保全計画の策定 (1) 組織は、原子炉の運転を相当期間※<u>6</u>停止する場合その他原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準 c. 点検の実施時期 (3) 組織は、運転開始日から起算して 30 年を経過した原子炉の運転を相当期間※<u>6</u>停止する場合は、原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮したうえで、劣化を管理する観点から特別に実施すべき措置等に施設管理として実施すべきものがある場合には、その内容を(1)に基づき策定する計画に反映する。また、当該評価の実施後 10 年を超えない期間ごとに再評価を行うとともに、その期間中に当該評価の際に設定した条件または評価方法を変更する必要がある場合は当該評価の見直しを行う。 ※<u>6</u>：相当期間とは、例えば以下に示す期間がおおむね 1 年以上とする。 a. 法令上必要な許認可その他の処分を受けていないことにより原子力施設の運転等を行うことができない場合における当該処分を受けるまでに必要と見込まれる期間 b. 法令に基づく命令による義務を履行するために原子力施設の運転等を行うことができない場合における当該義務を履行するための期間 (中略) 8. 保全の結果の確認・評価 (1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※<u>5</u>までに確認・評価し、記録する。 (2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、使用前事業者検査等を実施する。 (3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※<u>5</u>までに確認・評価し、記録する。 ※<u>5</u>：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。	(施設管理計画) 第 119 条 (略) 【施設管理計画】 (中略) 6. 3 特別な保全計画の策定 (1) 組織は、原子炉の運転を相当期間※<u>5</u>停止する場合その他原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準 c. 点検の実施時期 (3) 組織は、運転開始日から起算して 30 年を経過した原子炉の運転を相当期間※<u>5</u>停止する場合は、原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮したうえで、劣化を管理する観点から特別に実施すべき措置等に施設管理として実施すべきものがある場合には、その内容を(1)に基づき策定する計画に反映する。また、当該評価の実施後 10 年を超えない期間ごとに再評価を行うとともに、その期間中に当該評価の際に設定した条件または評価方法を変更する必要がある場合は当該評価の見直しを行う。 ※<u>5</u>：相当期間とは、例えば以下に示す期間がおおむね 1 年以上とする。 a. 法令上必要な許認可その他の処分を受けていないことにより原子力施設の運転等を行うことができない場合における当該処分を受けるまでに必要と見込まれる期間 b. 法令に基づく命令による義務を履行するために原子力施設の運転等を行うことができない場合における当該義務を履行するための期間 (中略) 8. 保全の結果の確認・評価 (1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※<u>6</u>までに確認・評価し、記録する。 (2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、使用前事業者検査等を実施する。 (3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※<u>6</u>までに確認・評価し、記録する。 ※<u>6</u>：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。	記載の適正化

変更前	変更後	備考
（目 的） 第201条 この規定第2編（第2編において、以下「本編」という。）は、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定にもとづき、廃止措置段階のうち、<u>解体工事準備期間中の伊方発電所1号炉および2号炉原子炉施設</u>（本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。	（目 的） 第201条 この規定第2編（第2編において、以下「本編」という。）は、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定にもとづき、廃止措置段階のうち、<u>原子炉領域周辺設備解体撤去期間※1</u>の伊方発電所1号炉<u>原子炉施設</u>および<u>解体工事準備期間※1</u>の伊方発電所2号炉原子炉施設（本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。 ※1：<u>廃止措置計画に定める廃止措置の実施区分（解体工事準備期間，原子炉領域周辺設備解体撤去期間，原子炉領域設備等解体撤去期間，建家等解体撤去期間）</u>	伊方発電所1号炉原子炉施設の廃止措置第2段階移行に伴う変更

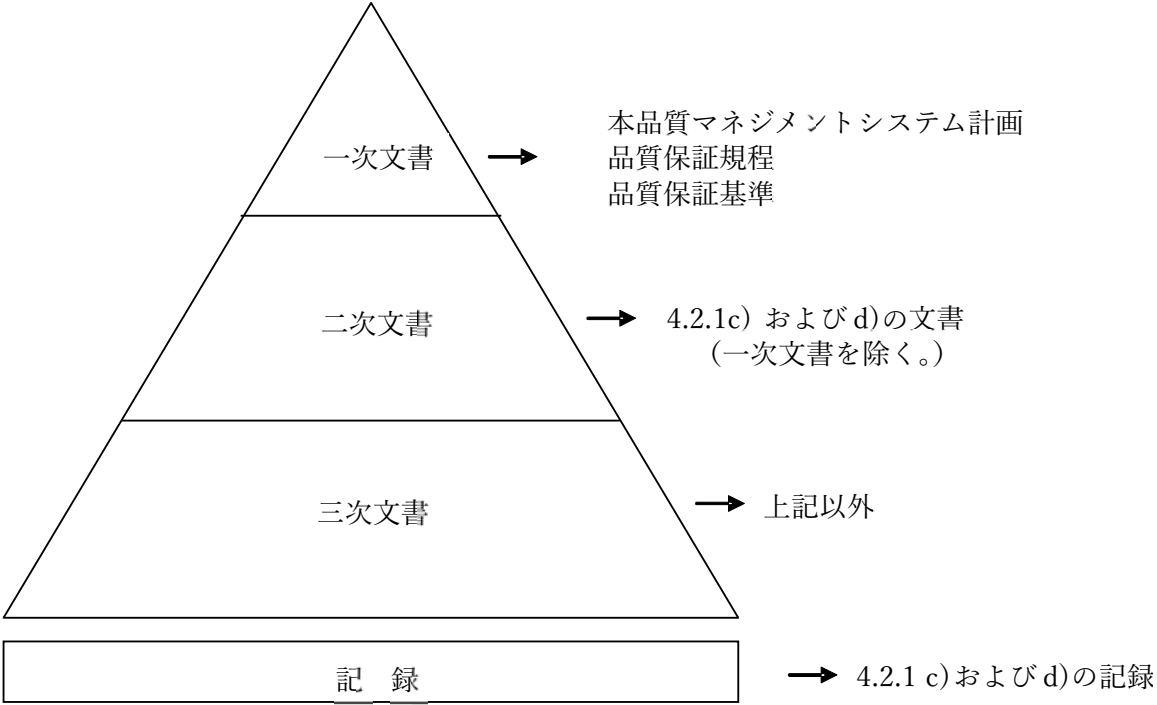
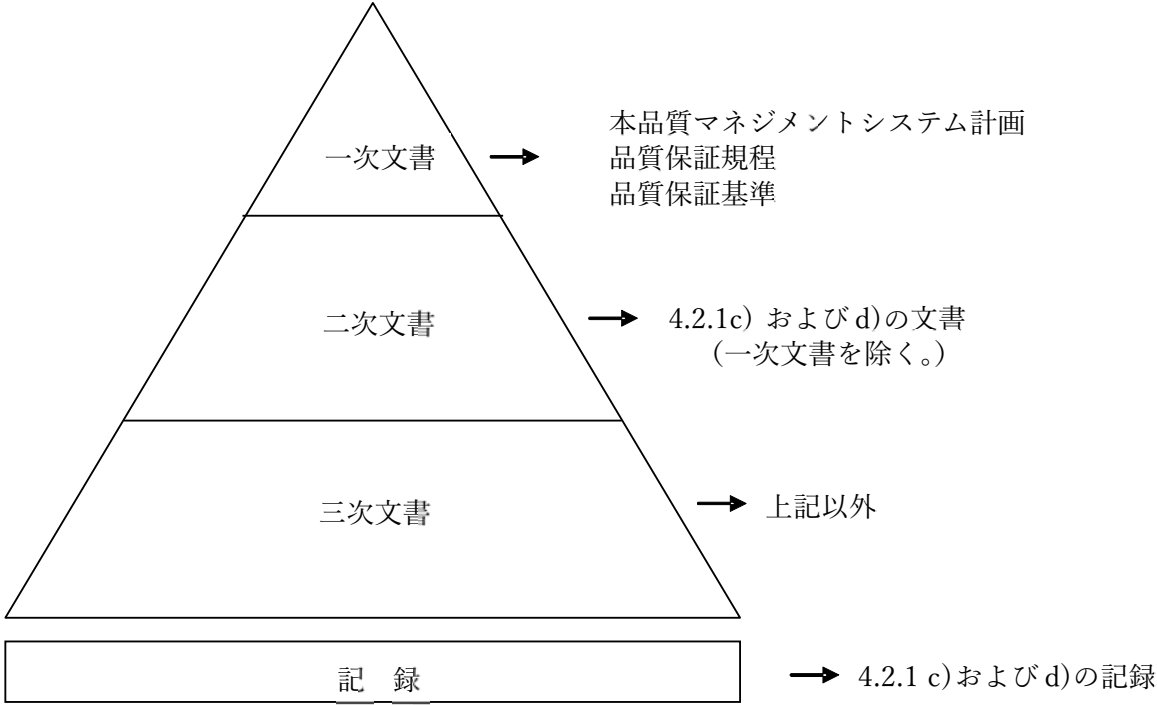
変更前	変更後	備考
4. 2 品質マネジメントシステムの文書化 4. 2. 1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書体系を図2、社内規定一覧および保安規定各条文との関連を表1に示す。 a) 品質方針および品質目標 b) 本品質マネジメントシステム計画 c) 品管規則の要求事項に基づき作成する社内規定、および手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。） d) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 	4. 2 品質マネジメントシステムの文書化 4. 2. 1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書体系を図2、社内規定一覧および保安規定各条文との関連を表1に示す。 a) 品質方針および品質目標 b) 本品質マネジメントシステム計画 c) 品管規則の要求事項に基づき作成する社内規定、および手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。） d) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 	本頁変更なし （表1の変更）

表 1 つづき

203条 4.2.1 の分類	203条の要求事項	社内規定			
		一次文書 (203条以外の関連条 文)	制 定 者	二次文書 (203条以外の関連条文)	制 定 者
5.6	マネジメントレビュー	品質保証規程(202の2)	社長	—	—
		品質保証基準(202の2)	原子力本部長	—	—
		品質保証規程(202の2)	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
		品質保証規程(204, 205)	社長	設計／調達管理標準 必修訓練内規	原子力部長
6.2	要員の力量の確保および 教育訓練	品質保証基準 (204, 205, 208, 209)	原子力本部長	設計／調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規(330, 331)	原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
		品質保証規程(204, 205)	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
		品質保証規程(202の2)	社長	運転総括内規(212～218, 283, 286, 287, 289, 300, 301, 319 322, 325, 328, 330～333)	発電所長
		品質保証基準 (202の2, 319, 333)	原子力本部長	燃料管理内規(216, 293, 294, 297～298, 299, 299の4) 放射線管理総括内規 (212の2, 299～299の3, 300～302, 304～317, 319)	発電所長 発電所長
7.2	個別業務等要求事項に関 するプロセス	品質保証規程(202の2)	原子力本部長	施設管理内規(212の2, 216, 319) 工事管理内規(319)	発電所長 発電所長
		品質保証基準 (202の2, 319, 333)	原子力本部長	廃止措置管理内規(214, 218, 218の2, 218の3) 防災計画(原子力災害編)(320～329, 333) 火災防護計画(217, 217の2) 緊急時対応内規(217の3) 自然災害対応内規(217の2, 217の3) 溢水対応内規(217の3)	発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長
		品質保証基準 (202の2, 319, 333)	原子力本部長	施設管理内規(212の2, 216, 319) 工事管理内規(319)	発電所長 発電所長
		品質保証基準 (202の2, 319, 333)	原子力本部長	廃止措置管理内規(214, 218, 218の2, 218の3) 防災計画(原子力災害編)(320～329, 333) 火災防護計画(217, 217の2) 緊急時対応内規(217の3) 自然災害対応内規(217の2, 217の3) 溢水対応内規(217の3)	発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長
8.2.3	プロセスの監視測定 機器等の検査等	品質保証規程(202の2)	原子力本部長	施設管理内規(212の2, 216, 319) 工事管理内規(319)	発電所長 発電所長
		品質保証基準 (202の2, 319, 333)	原子力本部長	廃止措置管理内規(214, 218, 218の2, 218の3) 防災計画(原子力災害編)(320～329, 333) 火災防護計画(217, 217の2) 緊急時対応内規(217の3) 自然災害対応内規(217の2, 217の3) 溢水対応内規(217の3)	発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長
		品質保証規程(202の2)	原子力本部長	施設管理内規(212の2, 216, 319) 工事管理内規(319)	発電所長 発電所長
		品質保証基準 (202の2, 319, 333)	原子力本部長	廃止措置管理内規(214, 218, 218の2, 218の3) 防災計画(原子力災害編)(320～329, 333) 火災防護計画(217, 217の2) 緊急時対応内規(217の3) 自然災害対応内規(217の2, 217の3) 溢水対応内規(217の3)	発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長
7.3	設計開発	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準(319) 設計／調達管理標準(原子力発電所)(319) 設計管理内規(319)	原子力部長 土木建築部長 発電所長

表 1 つづき

203条の要求事項	203条 4.2.1 の分類	社内規定			
		一次文書 (203条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (203条以外の関連条文)	制定者
5.6 マネジメントレビュー	d)	品質保証規程(202の2) 品質保証基準(202の2) 品質保証規程(202の2)	社長 原子力本部長 社長	—	—
6.2 要員の力量の確保および 教育訓練	d)	品質保証規程(204, 205) 品質保証基準 (204, 205, 208, 209)	社長 原子力本部長	内部品質監査要領 設計／調達管理標準 保修訓練内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規(330, 331)	審査室原子力監査担当部長 原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
6.1 資源の確保	d)	品質保証規程(204, 205)	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
7.1 個別業務に必要なプロセス の計画	d)	品質保証規程(202の2) 品質保証基準 (202の2, 319, 333)	社長 原子力本部長	運転総括内規(212～218, 283, 286, 287, 289, 299, 300, 301, 319 322, 325, 328, 330～333)	発電所長
7.2 個別業務等要求事項に関 するプロセス	d)			燃料管理内規(216, 293, 294, 297～298, 299, 299の4) 放射線管理総括内規 (212の2, 299～299の3, 300～302, 304～317, 319)	発電所長 発電所長
7.5 個別業務の管理	d)			施設管理内規(212の2, 216, 319) 工事管理内規(319)	発電所長 発電所長
7.6 監視測定のための設備 の管理	d)			廃止措置管理内規(214, 218～218の3) 防災計画(原子力災害編)(320～329, 333) 火災防護計画(217, 217の2) 緊急時対応内規(217の3) 自然災害対応内規(217の2, 217の3) 溢水対応内規(217の3)	発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長
8.2.3 プロセスの監視測定	d)				
8.2.4 機器等の検査等	d)				
7.3 設計開発	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準(319) 設計／調達管理標準(原子力発電所)(319) 設計管理内規(319)	原子力部長 土木建築部長 発電所長

伊方発電所 1 号炉原子炉施設の
廃止措置第 2 段階移行に伴
う変更

変更前	変更後	備考
（保安に関する職務） 第205条 （中略） 39 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、廃止措置工事※¹に関する業務，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等，非常時の措置，保安教育ならびに記録および報告を行う。 （中略） ※ 1：廃止措置工事とは，廃止措置計画に基づく，<u>核燃料物質による汚染の除去工事</u>，汚染状況の調査およびその他第 319 条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。（以下，本編において同じ。）	（保安に関する職務） 第205条 （中略） 39 各課長（当直長を含む。）は，所掌業務にもとづき，廃止措置工事※¹に関する業務，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等，非常時の措置，保安教育ならびに記録および報告を行う。 （中略） ※ 1：廃止措置工事とは，廃止措置計画に基づく，<u>解体前除染</u>，汚染状況の調査およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。（以下，本編において同じ。）	伊方発電所 1 号炉原子炉施設の廃止措置第 2 段階移行に伴う変更

変更前	変更後	備考
（工事の計画および実施） 第218条の2 <u>各課長</u>は、廃止措置工事を行う場合は、以下のうち必要なプロセスを実施する。 （1） 工事計画 （2） 設計管理 （3） 調達管理 （4） 工事管理 2 <u>各課長</u>は、第1項の工事計画を策定するにあたり、工事の内容が3号炉の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する。 3 <u>各課長</u>は、廃止措置工事を実施するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、必要に応じて次の各号の措置を講じる。 （1） 汚染拡大防止対策および漏えい防止対策 （2） 被ばく低減対策 （3） 事故防止対策 4 <u>各課長</u>は、廃止措置工事の結果について記録する。	（工事の計画および実施） 第218条の2 <u>組織</u>は、廃止措置工事を行う場合は、以下のうち必要なプロセスを実施する。 （1） 工事計画 （2） 設計管理 （3） 調達管理 （4） 工事管理 2 <u>組織</u>は、第1項の工事計画を策定するにあたり、工事の内容が3号炉の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する。 3 <u>組織</u>は、廃止措置工事を実施するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、必要に応じて次の各号の措置を講じる。 （1） 汚染拡大防止対策および漏えい防止対策 （2） 被ばく低減対策 （3） 事故防止対策 4 <u>組織</u>は、廃止措置工事の結果について記録する。	伊方発電所1号炉原子炉施設の廃止措置第2段階移行に伴う変更（廃止措置工事の計画体制の見直し）

変更前	変更後	備考
(条文なし)	<u>(解体撤去物の管理)</u> <u>第218条の2の2 各課長は、管理区域内における廃止措置工事で発生した解体撤去物を、原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）、放射性物質として扱う必要のないものとして処理するか放射性固体廃棄物とするかを判断する前段階のもの（以下「解体保管物」という。）、または放射性固体廃棄物に分別し、次の事項を実施する。</u> <u>(1) 放射性廃棄物でない廃棄物は、第299条の2第3項に従い管理する。</u> <u>(2) 解体保管物は、必要に応じ、ドラム缶等への封入またはポリ袋等での養生により、汚染の広がりおよび異物の混入を防止する措置※1を講じたうえで、保管エリア※2に保管する。</u> <u>(3) 放射性固体廃棄物は、第299条第1項(6)に従い管理する。</u> <u>2 廃止措置課長は、第1項(2)に従い保管する解体保管物の表面※3の線量当量率が社内規定に定める表面の最大線量当量率を超えないこと、およびその保管量※4が社内規定に定める最大保管量を超えないことを確認する。</u> <u>3 廃止措置課長は、第1項(2)に従い保管する解体保管物には、解体保管物を示す標識を付け、解体保管物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</u> <u>※1：廃止措置計画に定める放射能レベル区分（L2、L3およびCL）のL2に相当する解体保管物については、ドラム缶等に封入する。</u> <u>※2：保管エリアとは、廃止措置計画に定める、管理区域内に設置する解体保管物の保管を行うエリアをいう。（以下、第218条の2の3において同じ。）</u> <u>※3：ドラム缶等およびメッシュ型容器を使用する場合はその表面</u> <u>※4：ドラム缶等およびメッシュ型容器を使用する場合はその容量（以下、第218条の2の3において同じ。）</u> <u>(保管エリアの管理)</u> <u>第218条の2の3 廃止措置課長は、保管エリアを壁、柵等の区画物によって区画するほか、保管エリアの目につきやすい場所に保管エリアである旨および管理上の注意事項を掲示する。</u> <u>2 廃止措置課長は、保管エリアにおける解体保管物の保管状況を確認するために、1週間に1回、保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回、第218条の2の2第1項(2)に従い保管する解体保管物の保管量を確認し、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</u>	条文追加 伊方発電所1号炉原子炉施設の廃止措置第2段階移行に伴う変更

変更前	変更後	備考
（放射性廃棄物でない廃棄物の管理） 第299条の2 「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下、本条において「資材等」という。）および管理区域内において使用された工具類等（以下、本条において「物品」という。）とする。 2 放射線・化学管理課長は、管理区域内において設置された資材等または使用された物品を、<u>「放射性廃棄物でない廃棄物」</u>と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。 （1） 汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。 （2） 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。 なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は<u>「放射性廃棄物でない廃棄物」</u>とすることができる。 また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。 （3） 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。 （4） 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴等により汚染がないことを判断する。 また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。 3 各課長は、<u>「放射性廃棄物でない廃棄物」</u>と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。	（放射性廃棄物でない廃棄物の管理） 第299条の2 <u>放射性廃棄物</u>でない廃棄物<u> </u>の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下、本条において「資材等」という。）および管理区域内において使用された工具類等（以下、本条において「物品」という。）とする。 2 放射線・化学管理課長は、管理区域内において設置された資材等または使用された物品を、<u>「放射性廃棄物でない廃棄物」</u>と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。 （1） 汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。 （2） 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。 なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は <u>「放射性廃棄物でない廃棄物」</u>とすることができる。 また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。 （3） 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。 （4） 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴等により汚染がないことを判断する。 また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。 3 各課長は、<u>「放射性廃棄物でない廃棄物」</u>と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。	伊方発電所1号炉原子炉施設の廃止措置第2段階移行に伴う変更（第218条の2の2条文追加に伴う変更） 記載の適正化（「」の削除）

変更前	変更後	備考																																																	
（放射性気体廃棄物の管理） 第301条 当直長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表301－2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。 （1） 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと （2） 排気筒からの放射性物質の放出量が表301－1に定める放出管理目標値を超えないように努めること 2 放射線・化学管理課長は、表301－2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。 3 表301－2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第305条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。 （1） 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。 （2） 放射線・化学管理課長は、表301－3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。	（放射性気体廃棄物の管理） 第301条 当直長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表301－2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。 （1） 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと （2） 排気筒からの放射性物質の放出量が表301－1に定める放出管理目標値を超えないように努めること 2 放射線・化学管理課長は、表301－2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。 3 表301－2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第305条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。 （1） 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。 （2） 放射線・化学管理課長は、表301－3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。 表301－1(1) <table><tr><th>項 目</th><th>放出管理目標値 (1号炉)</th></tr><tr><td>放射性気体廃棄物 粒子状物質（コバルト60）</td><td>1.0×10⁸ Bq／年</td></tr></table> 表301－1(2) <table><tr><th>項 目</th><th>放出管理目標値 (2号炉および3号炉合算)</th></tr><tr><td>放射性気体廃棄物 希 ガ ス よう素131</td><td>3.7×10¹⁴ Bq／年 7.7×10⁹ Bq／年</td></tr></table> 表301－2 <table><tr><th>分 類</th><th>排気筒等</th><th>測定項目</th><th>計測器種類</th><th>測定頻度</th><th>放出操作 担当課長</th></tr><tr><td rowspan="6">放射性気体 廃棄物</td><td rowspan="2">排気筒</td><td>希ガス濃度</td><td rowspan="2">排気筒モニタ</td><td>常 時</td><td rowspan="2">当直長</td></tr><tr><td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td>雑固体焼却炉 排気筒</td><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能 測定装置</td><td>1週間に1回</td><td>当直長</td></tr><tr><td>雑固体焼却炉 建家排気口</td><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能 測定装置</td><td>1週間に1回</td><td>当直長</td></tr><tr><td rowspan="2">排気筒</td><td>希ガス濃度</td><td rowspan="2">排気筒モニタ</td><td>常 時</td><td rowspan="2">当直長</td></tr><tr><td>よう素131濃度※1 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td>雑固体焼却炉 排気筒</td><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能 測定装置</td><td>1週間に1回</td><td>当直長</td></tr><tr><td>雑固体焼却炉 建家排気口</td><td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能 測定装置</td><td>1週間に1回</td><td>当直長</td></tr></table> ※1：1号炉を除く。 表301－3 （略）	項 目	放出管理目標値 (1号炉)	放射性気体廃棄物 粒子状物質（コバルト60）	1.0×10 ⁸ Bq／年	項 目	放出管理目標値 (2号炉および3号炉合算)	放射性気体廃棄物 希 ガ ス よう素131	3.7×10 ¹⁴ Bq／年 7.7×10 ⁹ Bq／年	分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長	放射性気体 廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常 時	当直長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	1週間に1回	雑固体焼却炉 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長	雑固体焼却炉 建家排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常 時	当直長	よう素131濃度※1 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	1週間に1回	雑固体焼却炉 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長	雑固体焼却炉 建家排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長	伊方発電所1号炉原子炉施設の 廃止措置第2段階移行に伴 う変更
項 目	放出管理目標値 (1号炉)																																																		
放射性気体廃棄物 粒子状物質（コバルト60）	1.0×10 ⁸ Bq／年																																																		
項 目	放出管理目標値 (2号炉および3号炉合算)																																																		
放射性気体廃棄物 希 ガ ス よう素131	3.7×10 ¹⁴ Bq／年 7.7×10 ⁹ Bq／年																																																		
分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長																																														
放射性気体 廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常 時	当直長																																														
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)		1週間に1回																																															
	雑固体焼却炉 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長																																														
	雑固体焼却炉 建家排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長																																														
	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常 時	当直長																																														
		よう素131濃度※1 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)		1週間に1回																																															
雑固体焼却炉 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長																																															
雑固体焼却炉 建家排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長																																															

変更前	変更後	備考																																																																						
（放射線計測器類の管理） 第314条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表314に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。 ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。 表314 <table><tr><th>分 類</th><th>計測器種類</th><th>担当課長</th><th>数 量</th></tr><tr><td>被ばく管理用計測器</td><td>ホールボディカウンタ</td><td>放射線・化学管理課長</td><td>1 台※¹</td></tr><tr><td rowspan="5">放射線管理用計測器</td><td>線量当量率測定用サーベイメータ</td><td rowspan="5">放射線・化学管理課長</td><td>4 台※¹</td></tr><tr><td>汚染密度測定用サーベイメータ</td><td>3 台※¹</td></tr><tr><td>退出モニタ</td><td>3 台※¹</td></tr><tr><td>試料放射能測定装置</td><td>3 台※¹※²</td></tr><tr><td>積算線量計</td><td>1 式※¹</td></tr><tr><td rowspan="3">放射線監視用計測器</td><td>モニタリングポスト</td><td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td><td>4 台※¹</td></tr><tr><td>モニタリングステーション</td><td>1 台※¹</td></tr><tr><td>エリアモニタ</td><td>計装計画課長</td><td>7 台※³※⁴</td></tr><tr><td rowspan="2">環境放射能用計測器</td><td>試料放射能測定装置</td><td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td><td>2 台※¹</td></tr><tr><td>積算線量計測定装置</td><td>1 台※¹</td></tr></table> ※1：1号炉，2号炉および3号炉共用 ※2：1台は表302の試料放射能測定装置と共用 ※3：管理区域外測定用の1台を含む。 ※4：1号炉，2号炉および3号炉共用3台を含む。	分 類	計測器種類	担当課長	数 量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1 台※ ¹	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4 台※ ¹	汚染密度測定用サーベイメータ	3 台※ ¹	退出モニタ	3 台※ ¹	試料放射能測定装置	3 台※ ¹ ※ ²	積算線量計	1 式※ ¹	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4 台※ ¹	モニタリングステーション	1 台※ ¹	エリアモニタ	計装計画課長	7 台※ ³ ※ ⁴	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2 台※ ¹	積算線量計測定装置	1 台※ ¹	（放射線計測器類の管理） 第314条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表314に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。 ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。 表314 <table><tr><th>分 類</th><th>計測器種類</th><th>担当課長</th><th>数 量</th></tr><tr><td>被ばく管理用計測器</td><td>ホールボディカウンタ</td><td>放射線・化学管理課長</td><td>1 台※¹</td></tr><tr><td rowspan="5">放射線管理用計測器</td><td>線量当量率測定用サーベイメータ</td><td rowspan="5">放射線・化学管理課長</td><td>4 台※¹</td></tr><tr><td>汚染密度測定用サーベイメータ</td><td>3 台※¹</td></tr><tr><td>退出モニタ</td><td>3 台※¹</td></tr><tr><td>試料放射能測定装置</td><td>3 台※¹※²</td></tr><tr><td>積算線量計</td><td>1 式※¹</td></tr><tr><td rowspan="3">放射線監視用計測器</td><td>モニタリングポスト</td><td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td><td>4 台※¹</td></tr><tr><td>モニタリングステーション</td><td>1 台※¹</td></tr><tr><td>エリアモニタ</td><td>計装計画課長</td><td>6 台※³※⁴</td></tr><tr><td rowspan="2">環境放射能用計測器</td><td>試料放射能測定装置</td><td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td><td>2 台※¹</td></tr><tr><td>積算線量計測定装置</td><td>1 台※¹</td></tr></table> ※1：1号炉，2号炉および3号炉共用 ※2：1台は表302の試料放射能測定装置と共用 ※3：管理区域外測定用の1台を含む。 ※4：1号炉，2号炉および3号炉共用3台を含む。	分 類	計測器種類	担当課長	数 量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1 台※ ¹	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4 台※ ¹	汚染密度測定用サーベイメータ	3 台※ ¹	退出モニタ	3 台※ ¹	試料放射能測定装置	3 台※ ¹ ※ ²	積算線量計	1 式※ ¹	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4 台※ ¹	モニタリングステーション	1 台※ ¹	エリアモニタ	計装計画課長	6 台※ ³ ※ ⁴	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2 台※ ¹	積算線量計測定装置	1 台※ ¹	伊方発電所1号炉原子炉施設の廃止措置第2段階移行に伴う変更（1号炉使用済燃料ピットエリアモニタの性能維持施設からの除外に伴う数量変更）
分 類	計測器種類	担当課長	数 量																																																																					
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1 台※ ¹																																																																					
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4 台※ ¹																																																																					
	汚染密度測定用サーベイメータ		3 台※ ¹																																																																					
	退出モニタ		3 台※ ¹																																																																					
	試料放射能測定装置		3 台※ ¹ ※ ²																																																																					
	積算線量計		1 式※ ¹																																																																					
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4 台※ ¹																																																																					
	モニタリングステーション		1 台※ ¹																																																																					
	エリアモニタ	計装計画課長	7 台※ ³ ※ ⁴																																																																					
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2 台※ ¹																																																																					
	積算線量計測定装置		1 台※ ¹																																																																					
分 類	計測器種類	担当課長	数 量																																																																					
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1 台※ ¹																																																																					
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4 台※ ¹																																																																					
	汚染密度測定用サーベイメータ		3 台※ ¹																																																																					
	退出モニタ		3 台※ ¹																																																																					
	試料放射能測定装置		3 台※ ¹ ※ ²																																																																					
	積算線量計		1 式※ ¹																																																																					
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4 台※ ¹																																																																					
	モニタリングステーション		1 台※ ¹																																																																					
	エリアモニタ	計装計画課長	6 台※ ³ ※ ⁴																																																																					
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2 台※ ¹																																																																					
	積算線量計測定装置		1 台※ ¹																																																																					

変更前	変更後	備考
(施設管理計画) 第 319 条 (略) 【施設管理計画】 (中略) 6. 3 特別な保全計画の策定 (1) 組織は、<u>地震，事故等により特別な保全を実施する場合などは，あらかじめ当該性能維持施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</u> (2) 組織は，特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目，評価方法および管理基準 c. 点検の実施時期	(施設管理計画) 第 319 条 (略) 【施設管理計画】 (中略) 6. 3 特別な保全計画の策定 (1) 組織は，<u>原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は，特別な措置として，あらかじめ当該性能維持施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</u> (2) 組織は，特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目，評価方法および管理基準 c. 点検の実施時期	記載の適正化 (実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則に沿った記載に変更)

変更前	変更後	備考
(略) <u>附 則（令和 7 年 3 月 28 日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。</u> <u>2 この規定施行の際，使用済燃料乾式貯蔵施設に関連する規定については，原子力規制委員会の認可を受けた後，実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第 17 条第 3 号に基づく初回の一部使用承認日以降に適用することとし，それまでの間は従前の例による。</u> <u>3 この規定施行の際，組織整備に伴い変更する規定については，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</u> <u>附 則（令和 7 年 6 月 3 日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，令和 7 年 6 月 6 日から施行する。ただし，令和 7 年 6 月 6 日の前日までに原子力規制委員会の認可を受けていない場合は，原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u>	(略) <u>附 則（令和 年 月 日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。</u> <u>2 この規定施行の際，原子炉領域周辺設備解体撤去期間の伊方発電所 1 号炉原子炉施設に関連して変更する規定については，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</u>	附則の削除 附則の追加